

イ 対象期間	2026年4月1日から2027年3月31日
ウ 支払額	164,232,000円（月額13,686,000円） 【上記金額の内訳】 ・経営支援の対価 159,432,000円（月額13,286,000円） ・役員派遣の対価 4,800,000円（月額400,000円）
エ 支払日	上記イの対象期間の毎月末日 （但し、2026年4月分、5月分及び6月分については合算して6月末日に支払う）

本契約に定める対価額の対象となる、R Gから当社に対する経営支援等の内容は、当社及びR G間で交渉を繰り返して決定された、従前の当該役務の対価額に関する合理的な算定基準を踏襲したものであります。なお、前期（2025年4月から2026年3月までの期間）のR Gとの経営支援料に関する契約書に係る経営支援料の金額は、103,455,000円であり、その内訳として、経営支援料の対価は98,655,000円、役員派遣の対価は4,800,000円でした。今期の経営支援料の金額は、経営支援料の計算の基礎となる数値及び子会社各社に按分される純資産等連動部分の割合や金額が前期と異なること、並びに親会社と当社との個別交渉の経過が前期とは自ずと異なること等の理由により、結果として増額となっております。

2. 支配株主との取引に関する事項

本契約の締結は、当社の親会社であるR Gとの取引となり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2025年9月30日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は主要株主との間で取引が発生する場合には、一般の取引事例を勘案し、協議のうえ決定いたします。また、重要な契約の締結は、取締役会において審議を行い、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主保護に努めてまいります。」と定めております。

今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、2026年6月24日の取締役会決議までに、支配株主と利害関係のない取締役4名（社外取締役1名及び監査等委員である取締役3名）が検討を行った結果、親会社グループの一員として負担すべき必要経費について算定根拠に合理性があると認められること、当社は2026年2月12日に2026年6月期連結業績予想の下方修正を行っているものの、本契約に基づくR Gからの経営支援による経営改善策を通じた収益性の高い事業構造への転換は引き続き着実に進展しており、本契約の対象となる経営支援等を引き続きR Gから受けることは、今後の当社の更なる成長のために必要不可欠であること、さらに、R Gからの役員

派遣に関しては、当社では当該役員に対し役員報酬を支給しておらず、かかる人材を招聘するために相応の費用負担を行うことは合理的であり、その対価の金額も、当社の現状を勘案しても適正であると確認し、十分な審議を行い、議決に加わることができる取締役4名（小野聡氏、松原元成氏、藤原泰輔氏及び生方紀雄氏）により決議を行いました。また、支配株主と利害関係を有さず、当社及びR Gからの独立性を有する者である社外取締役1名（小野聡弁護士）並びに社外の弁護士（弁護士法人ガーディアン法律事務所 園田由佳弁護士及び木谷倫之弁護士）により構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）から下記（3）の概要の答申も取得いたしました。したがって、本契約の締結は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものであると判断しております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本契約における対価につきましては、R Gより提供される役務等（経営戦略、経営管理、経理、財務、人事、法務、広報、I R、情報システム、購買物流、マーケティング、営業など、経営全般の支援等）の価値及び提供の実態を基に算定される費用負担に応じて、独立当事者間としての公正な取引価格として合理的と認められる役務提供等の対価を定めるように算定しており、R Gの役職員を兼務していない取締役が中心となり協議を行っており、特別委員会から、下記（3）の概要の答申を受領しております。

また、当社の取締役のうち、支配株主の役職員を兼務している代表取締役である塩田徹氏は、特別な利害関係を有し得る取締役として本契約の締結を承認する取締役会決議から排して議決を行うことにより、利益相反を回避しております。

（3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2026年6月24日付で、特別委員会より、本契約を締結することは当社ひいては当社少数株主にとって不利益ではなく、当社取締役の善管注意義務に違反するものではないとの答申を受領しております。

特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

本契約は、R G傘下のグループ全体の成長戦略の一環として、当社がR Gから経営全般に対する基礎的な支援を受けることにより、コストの適正化・合理化、収益力の改善や競争力の向上を図ることを目的としており、この目的は当社の企業価値向上に資するものであること、R Gが子会社全体に請求する経営支援料の年間総額の算定については、R Gの2027年3月期における経費計画値から直接把握可能な株主活動費相当額及び個別把握が困難な株主活動費として10%を控除した上で、経営支援等によりR Gが享受すべき利益としてバックオフィス部門（内部監査室・財務部・経理部・法務部・人事部）に要する費用に10%を、また、その他部門に要する費用に15%をそれぞれ乗じた金額が算出されており合理性が認められること、役員派遣の対価については、他社事例と比較して一般的な水準と認められる

ことから、これを対価として支払うことに合理性は認められること、本契約所定の対価額の算定基準は、各子会社の純資産額、売上高、営業利益額のR G子会社全体における割合に応じて各社に按分される純資産等連動部分（純資産・売上高・営業利益各構成比：9.5%・8.5%・9.9%）と、R Gの主要子会社 10 社が負担する定額負担部分（年額 9.6 百万円）で構成されており、子会社間の公平が図られ、またR Gとの協議を経て本来の算定基準から減額して合意されたことに照らしても算定基準に合理性が認められること、少数株主や投資家の予測可能性の観点等からも契約の締結を四半期毎でなく 1 年単位での契約締結に戻すとの判断に合理性は認められること、対価の決定プロセスとして、R G子会社複数社（上場子会社を含む）が参加した協議会（通算約 50 回）において、各社の意見・疑義の表明及び基礎資料提出の要請を繰り返し行い、特別委員会を構成する外部有識者（弁護士）も情報収集・分析を行うなど合理的な情報収集・調査・検討等が行われており、対価の決定プロセスが妥当であること、取締役会の意思決定の際にはR Gの取締役兼任者を排して審議及び決議がなされており、利益相反を回避するための方策が適切に講じられていること、税務リスクについても専門家意見等を踏まえ問題ないと認められることなどから、本契約を締結することは、当社の少数株主にとって不利益ではなく、当社取締役の善管注意義務に違反するものではないとの意見を頂戴しております。

3. 業績に与える影響

本件が当社の 2026 年 6 月期の通期業績に与える影響は軽微であります。

以 上